

## **第6章 国際標準化を踏まえた公共職業訓練の 質保証のあり方**

## 第6章 国際標準化を踏まえた公共職業訓練の質保証のあり方

第2章 ISO/TC232の動向及び第3章の諸外国の教育訓練の実態を踏まえると、わが国においても教育訓練の質保証は重要な課題である。

諸外国において、実施機能を中心に政府機関の役割を縮小し外部機関を活用するという傾向が共通してみられた。わが国もその方向で進んでいるが、そこで問題になるのは、受け皿となる良質な外部機関をいかに育て確保するかである。

諸外国の主要な職業訓練機関がそうであったように、それを全て市場に委ねることはできず、政府からの強力な財政支援を受ける公的機関が大きな役割を果たさざるをえない。

しかしあが国の現状をみると、職業訓練機能を担っているアメリカ、イギリスのカレッジ等の学校教育機関、ドイツやフランスの経営団体等の公的機関に相当する教育訓練機関が十分に形成されてない。

わが国にとって、公的な職業訓練機能を担う機関の充実が重要な政策課題である。また、教育訓練を提供する機関が多様化する中で、そこで提供される教育訓練の質をいかに向上し保証するかも重要な課題である。

諸外国では、職業能力評価制度が職業訓練政策のなかで重要な役割を果たしており、わが国においても、職業訓練政策を効果的に展開するうえでその整備・充実は不可欠である。

ISO/TC232における教育訓練サービス分野の国際標準化の動向や諸外国の経験とわが国の現状を踏まえると、多くの企業、労働者をカバーする体系化された職業能力評価制度を構築するとともに、同制度によって評価された能力(職業資格)と学校教育上の資格の相互認定制度と、現場で積み重ねてきた能力を評価し社会的に認証する制度を検討する必要がある。

### 第1節 教育訓練サービスの国際規格化が及ぼす影響

教育訓練サービスは、各国の産業構造、経済活動の状況等を踏まえた具体的人材ニーズ、労働市場の実態等を反映し成り立っている。日本に関して言えば、職種別労働市場は限られた職種を除き十分発達しておらず、特に中堅以上規模の企業において、新規学卒者等の定期的・大括りの採用を行った上で、環境変化に対応した柔軟な人員配置、計画的な社内人材育成がなされるといった、いわば企業内労働市場の機能発揮に特徴がある。能力評価、待遇に当たっても、個別スキルの要素評価と言うよりも、コンピテンシー、総合評価を重視する傾向が強い、といった特徴がある。

こうした労働市場や企業の人事管理のあり方を反映し、語学やITスキルといった領域における外部(民間)教育訓練機関の役割発揮はあるにしても、社会人対象の教育訓練全体の中では、企業内教育訓練(上記の柔軟な職場配置の下でのOJT及び企業自身が実施機

能を担う形態での off-JT) が重要な役割を果たし、資質はあっても実践的経験・能力は十分有しない若年者等を対象に、企業が求める人材像に沿って計画的な教育訓練が展開され、長期的な観点から人材育成がなされているのが実態である。

こうした我が国企業の人事管理や能力開発のあり方については、様々な環境変化の下で見直しが求められ、現実にも職種に着目した外部人材調達が徐々に拡大している側面もあるものの、産業構造や景況の変動の下で業種・職種別の労働力需要バランスが大きく変動する際にも、比較的円滑に企業内の配置転換、企業間の労働移動が図られ、中高年齢者の高失業といった問題を免れている等、評価し得る側面がある。

ISO/TC232の議論を経た本分野の国際規格発行が、我が国含む各国の民間教育訓練サービスの質の保証・向上、ひいては顧客（受講者）の利益に繋がる可能性がある一方、各国が有する、こうした労働市場、教育訓練の特性、バックグラウンドを十分勘案せず、教育訓練サービスに係る国際規格のスコープを過大に拡げたり、細目に亘り過ぎる要件を設定した場合、むしろ、機動的で効果的、効率的な教育訓練実施の支障となったり、受講経費の負担が增高し受講機会が制約される等、健全な教育訓練市場の形成、労働市場の有効な機能發揮の妨げとなるおそれがないとは言えない。

## 第2節 ISO 29990が在職者訓練に与える影響

公共職業訓練は、第1章第2節2-3で述べている職業能力開発促進法「－に基づく規定」よりも、対象者別に離職者訓練、学卒者訓練、在職者訓練という呼称が用いられることが多いので、ISO 29990基準が在職者訓練に及ぼす課題や影響について考察する。

### 2-1 利害関係者のニーズに関する要求事項

① 個人情報保護法は、個人情報の取得にあたっては、その使用目的などを明記し、本人の了解が必要である。一般的に在職者訓練においては、修了書発行のための、氏名、生年月日以外の、資格、アワード、教育訓練歴などの個人情報は求めていない。

ジョブカードの場合は、資格や訓練歴などの記入様式が定められているが、活用の目的が求職者を対象としているため、在職者が所属している企業でジョブカードを利用して能力開発を行っている例はないのが現状である。

教育訓練機関が受講者に、資格、アワード、教育訓練歴などの提出を求めるには、職業資格枠組み、能力評価基準、技能認定制度等教育訓練を受講することによるメリットを整備することが大切である。

② 言語、文化、読み書きに関するニーズや学習障害・身体障害に関する特別なニーズに対して対応する必要があるが、WCAG（Web Content Accessibility Guidelines：ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン）には準拠していない。

③ 提供される学習サービスにおける全ての関連した側面について、スポンサーと合意する必要があるが、合意の旨の記録として、受講申込書の内容で可であるか不明。

提供される学習サービスにおける全ての関連した側面を記載した契約書のようなものが必要か。

### 2-2 学習内容及びプロセスに関する要求事項

① 特定の学習内容・プロセスに起因するニーズを効果的に分析するために必要な利用可能な手段及び情報について影響がある「特定の学習内容・プロセスに起因するニーズを効果的に分析」で重要な取組は、習得度測定と受講前のスキルチェック、受講後のアンケート調査、その後のフォローアップ調査により把握することなどと考えられるが、不確定の点が多い。

② 使用される学習方法及び最新の教材、学習方法とその正確性などの評価方法、その記録の仕方に影響がある。

在職者訓練の学習方法と教材に関して、過度の評価基準を設定すると、コストが高まり、受講者の負担が増え、受講機会の制限に結びつく可能性が大きいので、受講者及びそのスポンサー等からのアンケート調査とその分析結果等からの判断基準が現実的と考えられる。

#### 2-3 学習の転移に対する支援及びモニタリング方法の明確化に関する要求事項

学習の転移が確実に適切なかたちで観察、評価、記録されるために学習促進と学習支援の方法について検討・計画する際、全ての利害関係者を考慮する必要があるが、「全ての利害関係者」の特定を求めるることは現実的でない。具体的な取組事例を示すような検討が必要である。

#### 2-4 カリキュラムプランニングに関する要求事項

学習サービス提供や学習の転移に対するモニタリング・評価において、利害関係者の役割・責任を明確にする必要がある。

「利害関係者の役割・責任を明確にする」ことがカリキュラムの計画と具体的にどのように関係するか不確定な点が多い。

プランニングの際に指導者（講師）、評価者、認定者などの利害関係者をリストアップし、それぞれの役割と責任を明確にした書類というようなことと考えられるので、職業資格枠組み、能力評価基準、指導者の能力要件等の具体的基準が必要になると考えられる。

#### 2-5 情報及びオリエンテーションに関する要求事項

- ① 学習者の義務・責任、学習者への期待について、カリキュラムに訓練対象者、訓練目標を明示しているが、厳密に学習者の義務や責任は明確にされていない。学習態度、マナー、出席、学習成果に対する保証などであろうが、具体的にどのように記載するか明確にする必要がある。
- ② 修了時に発行される成績通知表やアワードの性質について説明する必要がある。

在職者訓練は、学校教育のような成績通知表としては、対応していない。諸外国と日本との違いは、修了したということだけを証明するだけの形式的な修了書は、日本のあり、諸外国では、何を習得したかとその成績を一緒に修了書としているか確認する必要がある。

単なる修了書ではなく、今後は、職業資格枠組み、能力評価基準等とリンクした形が重要である。

- ③ 利害関係者が不満を抱いている場合などの苦情処理については、事務窓口

を説明し、対応しているが、具体的対応プロセスは未整理であり、苦情等の窓口を全国共通では、明示していない。

苦情処理についての対応プロセスを検討する必要がある。

- ④ 誰が学習と評価のサポートを行うのかなど明確にする必要がある。

現在、講師情報については、受講前に明示し、受講申込書によって意思を確認しているが、講師の属性をどの程度公開するか明確な基準はない。

また、評価についても同様である。

なお、「サポート」に対する認識を統一すべきであり、具体的イメージなどを確認する必要がある。

また、指導員の能力要件や評価基準などを構築する必要がある。

## 2-6 学習の評価に関する要求事項

- ① 評価結果は、評価の移行性を高める形式であることを求められているが、「移行性を高める形式」とは具体的に何を指すのか不明確である。

- ② 評価項目に基づいて学習者を評価し、学習者のニーズに対応できるよう、評価のための情報は、慎重に焦点を絞られ、十分に包括的である必要があるが、学習者の評価方法は、様々であり、その評価に係る労力等も学習者及びスポンサーに関係が深いところである。もし規格化された場合、適合性評価をする際に、その正確性と妥当性、実行性の評価基準の設定は、具体的にどのようになるか不明である。

また、学習者のパフォーマンスに関する解釈についても同様である。

- ③ 必要に応じて、問題を抱える学習者などを専門家に紹介するように要望されているが、日本の職業訓練分野では、なじみの薄い要件である。障害者としても具体的に対応可能な機関・施設は少なく、現実的には、対応が難しい。

また、文科省のような専門的ケアが施策として実施されているメンタルヘルスケアの専門家等の常駐化は認められておらず、その専門家への紹介が必要だと判断されても職業訓練施設では対応不可能。施設以外の専門家を紹介することになる。結果的に、責任のある対応とは言えないのではないか。組織的にどこまで対応していくか検討が必要である。

## 2-7 評価のニーズに関する要求事項

- ① 評価報告書には、学習サービス、学習サービス目的、結果、展望、手順、理論的根拠が明確に詳述されることとなっているが、現在、在職者訓練で発行している修了証、受講証明書は、そこまでの詳細内容まで記述していない。内容的にどこまで記述するべきか、諸外国の動向を調査する必要がある。

② 中間結果及び評価報告書は、利害関係者へ配布されることになっているが、日本では、利害関係者とは、学習者と学習者を派遣したスポンサーを意味するとしても、評価結果の提供は、個人情報保護法から本人の合意が必要であると考える。

## 2-8 評価の正当性に関する要求事項

文書でもって具体的に利害関係者の義務について合意することになっているが、在職者訓練では行っていない。

また、義務とはどのようなことを記述するのか、不明である。

## 2-9 コンピテンシー及びスキルに関する要求事項

① 職業訓練指導員、管理者、関係者の能力（コンピテンシー及びスキル）は、明確に示せるものはない。

具体的にどのように記述し、評価するか調査する必要がある。

② コンピテンシーについて言及している職務内容説明書を作成しなければならないが、IS09001で使用されている職務記述書又は力量評価書（一般的には、職務職能要件書、「職種別資格要件（能力要件）表」という言い方も定着している。）を整備し、その評価と併せて人材育成を実施したという証拠が必要なのであろうか。（例）①統括責任者、②各部門・分野の訓練現場におけるマネージャー（公共訓練では、訓練課長）、③直接の指導者（公共訓練では、職業訓練指導員）など。

## 2-10 学習サービスプロバイダーのコンピテンシー、パフォーマンス管理、専門的能力の開発に対する評価に関する要求事項

学習サービスプロバイダーの指揮下で学習サービスを提供するスタッフ又は協力者のコンピテンシーは、職務内容説明書と関連付けながら評価又は見直されなければならないとされており、指導員以外のスタッフや協力者についてのコンピテンシーについても管理しなければならない。

そのための、評価基準が必要となる。

現在、未整備のため今後検討する必要がある。

## 2-11 内部監査に関する要求事項

内部監査は、監査及び本国際規格の要求事項に関する知識を有する適任者によって行われる必要があるため、内部監査研修を実施し、監査員の養成をはかる必要がある。また、養成のためのプログラム開発が必要である。

## 2-1-2 認証取得にあたっての全体的留意事項

ISO 29990の要求事項を満たそうとすると、それに掛かる費用（特に人的資源に関するインフラの整備）が多額になると想定され、その費用を受講料に転嫁すると、利用者に対し、学習の受講機会を害う恐れも考えられる。

### 第3節 ISO29990と機構ガイドラインとの比較表

	ISO29990概要	(機構版) 教育訓練ガイドライン	在職者訓練	離職者(求職者含む)訓練	学卒者訓練	
Title タイトル	非公式教育・訓練のための学習サービス事業者向け基本的要 求	O.1一般 独立行政法人、雇用・能力開発機構(以下「機構」という)は、労働者の職業生活の充実を図り、雇用の安定、他の職業を、国にやわいの実施する機関であり、職業訓練課題に対する教育訓練サービスに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を策定し、これに基づく必要な措置を講じることとする。  O.1.1 ガイドライン策定の意義 b) とりわけ国が供給する教育訓練サービスについては、受益者である国民(求職者及び在職者、事業主及び事業主団体、その他の組織等)から確実な公共職業訓練等の国が提供する各種サービスの信頼性と品質の維持向上を図るために、「雇用・能力開発機構が実施する教育訓練サービスに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を策定し、これに基づく必要な措置を講じることとする。	O.1一般 独立行政法人、雇用・能力開発基盤計画(以下「機関」という)は、労働者の職業生活の充実を図り、雇用の安定、他の職業を、国にやわいの実施する機関であり、職業訓練課題に対する教育訓練サービスに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を策定し、これに基づく必要な措置を講じることとする。  O.1.1 ガイドライン策定の意義 b) とりわけ国が供給する教育訓練サービスについては、受益者である国民(求職者及び在職者、事業主及び事業主団体、その他の組織等)から確実な公共職業訓練等の国が提供する各種サービスの信頼性と品質の維持向上を図るために、「機関」(以下「利用者」という。)に対し、その品質保証とその説明責任を果たしつつ、雇用のセーフティネット、ものづくり産業等を支える人材育成の基礎形成等の後援を全うするように求められていく。 c) さらに、ISOにおいて教育訓練分野の国際規格が施行されながら、機関はガイドラインを、我が国による、国際規格の策定組織に貢献したものである。  O.2プロセス管理の本規則(PDCAサイクル) 機構は、教育訓練サービスの訓練コースの設定から実施、評価に至るプロセスの各段階に応じて、その信頼性と品質を維持・向上に努めるよう適正管理と運営を行ふため、本ガイドラインの基本ルールとして、PDCAサイクル(計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act))を採用する。 なお、ガイドラインは品質管理制度を改善する際には、ISO 9001(品質マネジメントシステム)の要求事項)が強調する「プロセスマネジメント」(組織内におけるプロセスと、プロセス間の相互作用を本筋的に明確にし、運営管理すること)を採用する。	「第8次職業能効開発基本計画」 ・「独立行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について」 ・「独自行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について」 ・「独自行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について」 ・「委託訓練の実施要領の改訂について」 ・「独自行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について」 ・「委託訓練の具体的実施について」 ・「2つの改定に関する基本手順」 ・「日本版デュアルシステム(部門課程・普通課程別用型)」 ・「独立行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題の実施要領別用型」 ・「日本版デュアルシステム(短期課程別用型)」 ・「在職者訓練の品質保証について」 ・「在職者訓練の品質保証について」 ・「向けて取組みの先行実施について」 ・「在職者等に対する職業能力開発支援事業の実施について」	独立行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について	独立行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について
Introduction 適用範囲	非公式教育・訓練・人材育成の企画・開発、実習・研修等のための学習サービス事業者と顧客に対し、質と量の高い専門的な公的業務及びハフォーマンスのための公用モードル及び通の伴組みを提供することを目的としている。	ISO29990は、非公式教育の定義にUNESCOの定義を使用している。 UNESCOにおいて、柔軟、勧告レベルでの連携はないが、柔軟なコミュニケーションの中で、公式教育の連携が出来てきている。学術的の力を対象としたフレームの連絡的な、各國の公的教育または公教育といううことになる。それ以外が教育といふことになる。 ISOは、教育訓練機会によっては、学校法上の教育または公教育といふことになる。 非公式教育は、公教育といふことになる。 国内審議委員会で公活題によった経験がある。この場合、文理解釈ではなく、ISOの必要性での解釈が大事となる。SOPPから公式教育を除外した理由にして、一つは、ISOを国家主導ではなく、ISO規格を待つまでもなく、各國の法律に基づいて運用すべきであるといつ考え方がある。二つ目は、公教育については、ISO規格を待つまでもなく、各國の法律に基づいて運用すべきであるといつ考え方がいる。こういった考え方を職業訓練に当たるならば、断然公式教育訓練は、本規格の適用範囲外とするところと理解できる。	ISO29990は、非公式教育の定義にUNESCOの定義を使用している。 UNESCOにおいて、柔軟、勧告レベルでの連携はないが、柔軟なコミュニケーションの中で、公式教育の連携が出来てきている。学術的の力を対象としたフレームの連絡的な、各國の公的教育または公教育といふことになる。それ以外が教育といふことになる。 ISOは、教育訓練機会によっては、学校法上の教育または公教育といふことになる。 非公式教育は、公教育といふことになる。 国内審議委員会で公活題によった経験がある。この場合、文理解釈ではなく、ISOの必要性での解釈が大事となる。SOPPから公式教育を除外した理由にして、一つは、ISOを国家主導ではなく、ISO規格を待つまでもなく、各國の法律に基づいて運用すべきであるといつ考え方がある。二つ目は、公教育については、ISO規格を待つまでもなく、各國の法律に基づいて運用すべきであるといつ考え方がいる。こういった考え方を職業訓練に当たるならば、断然公式教育訓練は、本規格の適用範囲外とするところと理解できる。	独立行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について	独立行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について	
1 Scope 適用範囲	非公式教育・訓練における学習サービス事業者のための基本的要件を明記。	1 Terms and definitions 2 Learning services 3 Learning services	独立行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について	独立行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について	独立行政法人雇用・能力開発機構が実施する在職者訓練課題について	







c)	使用される学習方法及び教材は、適切目次正確で、目標を満たすのに十分か。	⑩回を経てして最終であり、目標を達成するのに十分な議論を要する。教材の更新履歴。 ⑪教材に対する基準・要件を決定してから、その適合性を監査する必要があり、具体的には、教育訓練プログラム等の監査は、教材に対する基準・要件を監査するものである。ここでは、対外的に記載と関係する教材が記載されている文書等を確認する。 ⑫教材等が備えらるる。） ⑬教材等の監査は、教材に対する基準・要件を監査する必要があり、具体的には、教育訓練プログラム等の監査は、教材に対する基準・要件を監査するものである。どのレベルでの監査を行うかの議論必要。	機器等整備会は、毎年「施設機器等整備会」で検討されている。 また、「カリキュラム」についても、「大学校カリキュラム等検討委員会」において検討・見直しが行われている。 問題点：目標達成度を測る指標は？ 例：マシンシングセンタを使用した精度5/1000mm以内の製品が作れるなど	
d)	a) カリキュラムの開発は、地域の教育訓練ニーズを把握している各職業能力開発施設が主体となって行う。 b) この開発に当たっては、生涯職業能力開発体系の職務分析を踏まえた職務と仕事との関係を明確化する。 c) 教育訓練プログラム等ごとの訓練方式に沿ったカリキュラム構成とする。 d) 教育訓練プログラム等ごとのカリキュラムは、企業や生産現場に密着した訓練内容とするため、生涯職業能力開発体系で明確化された職務遂行能力が養成される訓練目標と到達水準を設定する。 e) 併設される「カリキュラム検討委員会」は、全国の職業訓練指導員及びその職務の事務企画委員会による構成される検討委員会以下、「カリキュラム検討委員会」という。）において、評価、改善等の検討を行ふ、カリキュラムモデルとしてデータベース化し、整理・蓄積・更新する。 65.2 教育訓練コースごとのカリキュラムの設定 a) 職業能力開発施設が実施する教育訓練コースのカリキュラムモデルを基本とし、各職業能力開発施設が必要とする教育訓練ニーズに対応したカリキュラムを定める。 b) 機構本部は、各職業能力開発施設ごとにカリキュラムの設定 67.1 訓練実施に向けた準備 a) 訓練実施に向けた準備に当たり、訓練実施に支障がないよう、各業務の確認項目を記載した自己点検表を作成し、これに基づき職業能力開発施設ごとに準備実務の点検を行う。 b) 学習の内容及び学習プロセスに c) 学習の内容及び学習プロセスに考慮すること。 d) 学習の内容及び学習プロセスを確認すること。	機器等整備会は、毎年「施設機器等整備会」で検討されている。 また、「カリキュラム」についても、「大学校カリキュラム等検討委員会」において検討・見直しが行われている。 問題点：目標達成度を測る指標は？ 例：マシンシングセンタを使用した精度5/1000mm以内の製品が作れるなど		
	5.1.4 受講者等とのコミュニケーション、インターネット上の情報提供（5.1.5に関連）等、受講希望者に対する公平・平等な情報収集の機会を確保する。 5.1.5 情報提供・情報公開 b) 生涯職業能力開発体系 c) 教育訓練機関及び教育訓練プログラム等 受講希望者にに対して、教育訓練機関及び教育訓練プログラム等を遂行するために必要な職業能力を調査・分析し、公開する。 d) 指導体制と有資格者の公開 各職業能力開発施設は、教育訓練コースの指導者の基本属性（専門分野、資格の分布等）、その本質に係る基本的情報を職業能力開発施設のホームページ等により公開するよう努める。 6.7.1 訓練実施に向けた準備 c) 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行ふ、効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	訓練カリキュラムの設定は、仕上がり目標や訓練内容が示され、部門別訓練の職業能力開発主任等が示され、「訓練計画書」にて訓練者と協議して実施が行われる。また、訓練実施ごとにホームページ等で公開されている。 また、計画された訓練者訓練計画は、教育訓練コースガイド及びホームページ等で公開されている。 受講者募集パンフレット（リーフレット）及びホームページ等で公開されている。		
3.2 Design of the learning services 学習サービスの計画	Specification of the aims and scope of the learning services 学習サービスの目的及び適用範囲の明確化			



b	学習方法が、以下の1)～4)に適合していることを確教育訓練カリキュラム表により、認する。			
b	自立学習を含む学習方法の選択条件。			
1	カリキュラムの目的や要件に対する応じて、その到達目標が明示される。	学習方法が、目的的要件に対応してすることをカリキュラム表により確認する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	カリキュラム（訓練対象者）で明示する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。（賛同度測定の有無を確認） 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	カリキュラム（訓練対象者）で明示する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。
2	学習者にとって適切。	対象とする学習者にとって不適切な学習方法がないか確認する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	対象とする学習者にとって不適切な学習方法がないか確認する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	対象とする学習者にとって不適切な学習方法がないか確認する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。
3	学習者個人の様々なニーズを考慮。	学習プロセスの中に学習者のニーズを把握するプロセスの有無について確認する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	学習プロセスの中に学習者のニーズを把握するプロセスの有無について確認する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	学習プロセスの中に学習者のニーズを把握するプロセスの有無について確認する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。
4	グループの可能性を活用。	学習者に対する個別学習又はグループ学習では、個々の受講者の持つ能力が総合されていることについて確認する。グループ学習では、個々の受講者の持つ能力が総合されていることについて確認する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	学習者に対する個別学習又はグループ学習では、個々の受講者の持つ能力が総合されていることについて確認する。グループ学習では、個々の受講者の持つ能力が総合されていることについて確認する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	学習者に対する個別学習又はグループ学習では、個々の受講者の持つ能力が総合されていることについて確認する。グループ学習では、個々の受講者の持つ能力が総合されていることについて確認する。
c	学習サービス提供や学習の転移による効率化する。	学習サービス提供や学習の転移による効率化する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	学習サービス提供や学習の転移による効率化する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。	学習サービス提供や学習の転移による効率化する。 6.7.1 培養実施に向けた準備 ○ 教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練内容等、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。

	3.3 Provision of learning services 学習サービスの提供	
3.3.1	Information and Orientation 情報提供及びオリエンテーション	<p>学習サービス提供前又は提供時に以下について告知し、必要に応じて当該情報に対する彼らの理解を確認する。</p> <p>6.7.1 訓練実施に向けた準備</p> <p>a) 教育訓練プログラム等の訓練のための必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行い、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。</p>
3.3.1	a) 学習サービスの目的、形式、内容や評価手段・基準及び修了時間等による証明書又はパートの性質	<p>学習サービスの内容について、公募情報に広く公開して、学習サービスとスボンサーに通知する。なお、理解できているかの確認として受講者、訓練内容等、訓練のための必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助をして、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。</p> <p>6.7.2 Web上で情報提供(パート)と諮詢費を元にした点検表に整理している状況を書き綴る。</p>
		<p>学習サービスの内容について、公募情報に広く公開して、学習サービスとスボンサーに通知する。なお、理解できているかの確認として受講者、訓練内容等、訓練のための必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助をして、効果・効率的な教育訓練コースの受講に資する措置を講ずる。</p> <p>6.7.3 修了要件等</p> <p>a) 教育訓練プログラムごとに修了の要件を定める。 b) 修了者に対する証明書の交付を行う。（修了証書は、能動法施行規則第29条の3により交付する）</p> <p>c) 訓練修了の効力（能動法による技能手帳の称号、技能検定試験の一部免除等）について明確化する。</p> <p>5.12 受講者の受講記録</p> <p>a) 受講者ごとの履歴管理項目、管理方法を整備し、確実な訓練実施上の品質を確保する。 b) 受講者の求めに応じて、その記録に基づいた証明を行う。</p>
3.3.1	b) 学習者の職務・責任	<p>学習者の職務・責任を明示し、案内をするが、離職者は、入所選考の用意として同意書を取る方向で検討中</p> <p>6.7.3 修了要件等</p> <p>a) 教育訓練プログラムごとに修了の要件を定める。</p>
		<p>案内した内容通りのサービスが展開できない場合の対応について、明示することに、教育訓練ガイドラインによつて、義務・責任を明示する書類等で確認する。</p> <p>0.4.2 法に基づく使命</p> <p>a) 機構・法</p> <p>同法第3条の規定に基づき、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るために、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うことにより、職業能力の開発及び向上を図り、もつて労働者の雇用の安定その他の福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的として実施する。</p> <p>b) 能力開拓法</p> <p>同法第2条により、国の業務として、「職業を転換しようとする労働者その他の職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」に努めることとされている。</p> <p>c) 職業訓練の状況等にかかるみ必要とする職業訓練の実施</p> <p>d) 職用保険法</p> <p>同法第3条第3項及び職業法第1条第1項第2号その他関係法令にに基づき、b) の規定における園に合わせて、機構が公共職業能力開発施設を設置し、離職者、在職者、学卒者等に対する公共職業訓練を実施する。</p> <p>e) 利用料簡法</p> <p>同法第3条第3項及び職業法第1条第1項第2号その他関係法令にに基づき、b) の規定における園に合わせて、労働者の職業を安定させるための事業主の努力の助長、職業訓練の充実に資する施策を構成するものとされている。</p>
3.3.1	d) 利害関係者の不満や意見の相違に対する取るべき手順	<p>不服申し立てのプロセスを示す必要がある。今後検討すべき項目</p> <p>a) 受講者等とのコミュニケーション</p> <p>b) 職業能力開発施設の担当者、直接、面識のある者等による調査を行うなど、訓練期間中及び訓練終了後のフォローアップを行う。</p> <p>c) 受講者等からの苦情・懸念に応じるために、手紙、電話、電子メール受付の仕組み・処理方針などを定める。</p>
		<p>苦情等については、事務窓口を説明し、対応している。</p> <p>苦情処理については、事務窓口を説明し、主に訓練担当課長が対応している。</p> <p>具体的な対応プロセスは未整理であり、苦情等の窓口を全国共通では、明示していない。</p>

e) 図書館の利用、カウンセリングサービス、コンピュータの利用等の学習支援	<p>能開大などの若年者に対する職業訓練環境は、図書館などが整備されているが、ボリュームセンターなどでは、十分な教育訓練環境は整備されていない。心理カウンセラー、キャリアコンサルタントなどの手当も必要。</p> <p>4.3 情報通過ネットワーク基盤</p> <p>利用者に対してより質の高いサービスを提供するほか、業務の効率・効率的な執行のため、情報通信ネットワークを構築し、積極的な活用を図ることで、その安全の確保のために必要な措置を講ずる。</p> <p>4.3.1 情報システムのコンテンツ</p> <p>情報システムのコンテンツとして、業務の効率化と利用者サービスの向上のため、以下についてデータベース化を行い、更新管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 離職者訓練受講者の求職情報</li> <li>b) 教育訓練プログラム等</li> <li>c) 教育訓練に関するノウハウ等（生涯職業能力開発体系、教育訓練コースカリキュラム、キャリア形成相談に関するツール等）</li> </ul> <p>5.1.3 受講者等に対する組織的な相談援助</p> <p>受講者等に対する組織的な相談援助のため、受講前、受講期間中、さらには必要に応じ受講後において継続的に教育訓練プログラム等に関する情報提供、キャリア形成相談、職業相談・職業紹介、その他のフォローアップ等の相談援助を行い、訓練効果の向上・定着に努める。</p> <p>5.1.6 受講環境</p> <p>職業能力開発施設においては、安全衛生、メンタルヘルスケア、セクシャルハラスメント等に十分配慮して受講環境づくりを行つ。</p>			
f) 評価の方法とスケジュール	<p>教育訓練カリキュラム、評價度測定等の取り組み結果等を案内する。</p> <p>6.3 教育訓練プログラム等の評価</p> <p>教育訓練プログラム等の実績を評価するため、次に現れる観点に基づき、全国統一の評価項目と評価基準を設定し、職業能力開発施設及び都道府県ごとに組織する委員会・協議会において、改善に資する評価を行つ。</p>	<p>講師情報については、受講前に表示され、受講申し込み書によつて意思を確認している。（離職者訓練における受講者の評価書と併記される。）</p> <p>6.7 訓練実施に向けた準備</p> <p>教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練の受講のために必要な情報提供を行うとともに、適切な相談援助を行つ。</p>	<p>・訓練と評価は、訓練科の講師が担当する。（離職者訓練における受講者の評価書が評価結果か及びシス템・ユニット訓練の手引による。）</p> <p>6.7 訓練実施に向けた準備</p> <p>教育訓練プログラム等の評価方法（手引き（第7版））によつては、オーダーメイドコースと評価方法や評価基準について協議し、決定している。</p> <p>訓練科科目（予定会む）の内容及び講師情報について、入所説明会及び入所時のオリエンテーションにより行われている。</p>	
g) 必要なスキル、資格、職業経験などの要件		<p>訓練コースの案内等、パンフレット、Web上に提供する。</p> <p>6.7 訓練計画に基づく訓練の実施</p> <p>6.7.1 訓練実施に向けた準備</p> <p>教育訓練プログラム等の目的に合致した教育訓練コースの選択が可能となるよう、受講希望者に対して受講要件、訓練の受講のために必要な情報提供を行つとともに、適切な相談援助を行つ。</p>	<p>・訓練受講対象者は、募集パンフレットやホームページにて公開しているが、若干の受講者訓練における生年制限以外は、明確な範囲分けはされていない。</p> <p>・離職者訓練を受講するに必要な条件は、カリキュラムを明示している教育訓練コースガイドやホームページで公開している。</p>	
- 授業料、受験料、学習材料の購入費用等を通知		訓練コースの案内等、パンフレット、Web上に提供する。	・原則無料であるが、個人所有となる元キリスト代等について費用は、カリキュラムを明示している教育訓練コースガイドやホームページで公開している。	※リソースの内容とその利用形態が利用可能な状態にするために具体的な取扱いイメージが不明確な場合、eラーニングを意識した内容かも？
	◎機構版ガイドラインでは、「学習リソースの利用可能性の確保」について不明確	Ensuring availability and accessibility of learning resources	3.3.2 学習リソースの利用可能性の確保	

			<p>カリキュラム等に記載されたリソースが利用可能な状態であることを確認する。</p> <p>◎本事項は、ヨーロッパの手法の活用を想定した項目。通常は、Webを使用しない場合は、テキスト、利用可能な効果が主であり、費用がかかる場合で、受講者は必ず利用可能。</p> <p>4.1.4 脳業訓練指導員の備えるべき能力</p> <p>脳業訓練指導員は、職業訓練指導員専門評定等、法令に定める要件を満たすとともに、以下の専門的訓練能力を備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 指導的・分析的・判断的・実践的能力（実戦力）</li> <li>b) 専門的知識及び技術の指導、集合教育におけるクラス運営・管理、外部講師との調整・指導能力（管理力）</li> <li>c) 研究論文プログラム等の設定など、顧客（団体・企業）、関係機関等に対する訓練コースコーディネーター等の能力（コアディネート能力）</li> <li>d) 創造力、能動性、機器等の整備設備・機器等についての、着合に準じ、教育訓練プログラム（訓練課程）ごとの設備基準を策定して設置を図る等、標準化を促進する。</li> </ul> <p>また、求められる教育訓練の内容に的確に対応し、使用する実習場等の設備・機器等の適正化を図り、効率・効率的な教育訓練環境を確保するために以下の項目について要件等を定める。</p>		
a)			<p>ファシリテーターは、人的・物的資源を運用できるよう訓練を受けている</p> <p>通常は、ファシリテーターは、リソースが使用できるが、何によつてその訓練を受けていると証明できるかは問題。</p> <p>a) 機器本邦は、職業訓練指導員による研修については、保有する能力と経験等による区分し、毎年度「職員研修計画」を策定する。</p> <p>b) 各職業能力開発施設は、人材育成システム及び職員研修計画に基づき、それぞれの職業訓練指導員について、毎年「研修計画」を策定する。</p> <p>c) 各職業能力開発施設が策定する「研修計画」のうち、機器本邦においては、必要な研修の受講者、必要な研修の受講方法、研修担当者の指名等を示す。</p> <p>d) 各職業能力開発施設の職業訓練指導員は、当該職業訓練指導員の研修計画の達成度について毎年度評価を行い、これにより次年度の当該職業訓練指導員の研修計画の見直しを行う。</p>		
b)			<p>学習者の立場に立つてリソースが利用可能であることを確認する。</p> <p>通常は、ファシリテーターは、リソースが使用できるが、何によつてその訓練を受けていると証明できるかは問題。</p> <p>a) 機器本邦は、職業訓練指導員による研修については、保有する能力と経験等による区分し、毎年度「職員研修計画」を策定する。</p> <p>b) 各職業能力開発施設は、人材育成システム及び職員研修計画に基づき、それぞれの職業訓練指導員について、毎年「研修計画」を策定する。</p> <p>c) 各職業能力開発施設が策定する「研修計画」のうち、機器本邦においては、必要な研修の受講者、必要な研修の受講方法、研修担当者の指名等を示す。</p> <p>d) 各職業能力開発施設の職業訓練指導員は、当該職業訓練指導員の研修計画の達成度について毎年度評価を行い、これにより次年度の当該職業訓練指導員の研修計画の見直しを行う。</p>		
c)			<p>人的・物的資源を学習者が利用できる</p> <p>通常は、ファシリテーターは、リソースが使用できるが、何によつてその訓練を受けていると証明できるかは問題。</p> <p>a) 機器本邦は、職業訓練指導員による研修については、保有する能力と経験等による区分し、毎年度「職員研修計画」を策定する。</p> <p>b) 各職業能力開発施設は、人材育成システム及び職員研修計画に基づき、それぞれの職業訓練指導員について、毎年「研修計画」を策定する。</p> <p>c) 各職業能力開発施設が策定する「研修計画」のうち、機器本邦においては、必要な研修の受講者、必要な研修の受講方法、研修担当者の指名等を示す。</p> <p>d) 各職業能力開発施設の職業訓練指導員は、当該職業訓練指導員の研修計画の達成度について毎年度評価を行い、これにより次年度の当該職業訓練指導員の研修計画の見直しを行う。</p>		
		The learning environment 3.3.3 学習環境	<p>学習環境として、別途定めた研修項目に関する基準を有していることを確認する。また、学習環境に関する情報報酬を学習者及びハンサーに情報提供していることを確認する。</p> <p>4.4.1 施設、設備、機器等の整備</p> <p>設備・機器等は、会議室に準じ、教育訓練プログラム（訓練課程）ごとの設備基準を策定して整備する。標準化を促進する。</p> <p>また、求められる教育訓練の内容に的確に対応し、使用する実習場等の設備・機器等の適正化を図り、効率・効率的な教育訓練環境を確保するため以下に要件等を定める。</p>		
			<p>学習成果達成の効果、用いられる方法や人的・物的資源に関するアンケート調査を実施していることの確認する。</p> <p>3日間程度の学習セミナーの場合は、修了時に開催するアンケート調査を提供する期間中の中間に必要回数、関係する項目に關するアンケート調査を実施していることを確認する。</p> <p>5.1.1 成果、満足度の測定・評価</p> <p>入校（研修）時及び修了、修了後の段階における受講者の意識、成果を把握するため、満足度及び技術の習得度等の品質保証に向けた運用ガイド</p> <p>5.1.4 受講者等とのコミュニケーション</p> <p>b) 脳業能力開発施設の担当者が、直接、面談する以外に、担当者の影響を受けない無記名によるアンケート調査（苦情受け付けを含む）等の面による調査を行うなど、訓練期間中及び訓練終了後のフォローアップを行う。</p> <p>c) 受講者等からの苦情、提案に応じるために、手紙、電話、電子メール受理の仕組み、処理方針などを定める。</p> <p>7.2.3 受講中・修了時（後）の訓練効果に関する測定・評価項目</p> <p>教育訓練コースの受講中又は修了時の調査、さらには修了後の追跡調査等により、教育訓練プログラム等の使用者の適正度、訓練効果について、必要な項目を設定し、ヒアリング又はアンケート調査によつて調査を行ふ。</p>		
			<p>「在職者訓練の品質保証に向けた運用ガイド」</p> <p>「在職者訓練における満足度等の評価指標」</p> <p>「在職者訓練による改善等につけるアドバイス」</p> <p>「訓練計画書の変更並びに訓練実施の実施に係る監修」</p> <p>「訓練計画書におけるアンケート調査票及び集計表の改定事例について」</p> <p>「離職者訓練の改善・見直し」</p> <p>「ためのフォローアップ調査」</p> <p>「平成20年度改善事例の報告について」</p> <p>「平成21年度離職者訓練に係る施設等調査の実施予定について」</p>		





3)	評価における観見を減らすため 評価に適正な処置を講じる。 - - -	解釈のために要件を整理する必要有り。 7.3 教育訓練プログラム等の実績を評価するため、次に掲げる観点に基づき、全国統一の評価項目と評価基準を設定し、職業能力開発施設及び都道府県ごとに組織する委員会・協議会等による評価を行う。	「在職者訓練の品質保証に対する評価」、「在職者訓練プログラム等の実績を評価するため、次に掲げる観点に基づき、全国統一の評価項目と評価基準を設定し、職業能力開発施設及び都道府県ごとに組織する委員会・協議会等による評価を行う。	・評価は、「習得度確認シート」や「訓練課程確認シート」により、実施する者の習得度測定の実施における受講者の習得度測定について、「離職者訓練における受講者の習得度測定の実施における受講者の習得度測定の手引き」等の手引き)」に基づき評価を実施している。	・評価は、「習得度確認シート」や「訓練課程確認シート」により、実施する者の習得度測定の実施における受講者の習得度測定について、「離職者訓練における受講者の習得度測定の手引き」等の手引き)」に基づき評価を実施している。	・評価は、「習得度確認シート」や「訓練課程確認シート」により、実施する者の習得度測定の実施における受講者の習得度測定について、「離職者訓練における受講者の習得度測定の手引き」等の手引き)」に基づき評価を実施している。	・評価は、「習得度確認シート」や「訓練課程確認シート」により、実施する者の習得度測定の実施における受講者の習得度測定について、「離職者訓練における受講者の習得度測定の手引き」等の手引き)」に基づき評価を実施している。
3.5.2	Evaluation of learning 学習の評価	学習者の個人の学習した評価について、具体的な学習の評価方法を記載している。評価要領書等を確認する。 その際には、a)~b)に適合していることを確認する。	学習者の個人の学習した評価について、具体的な学習の評価方法を記載している。評価要領書等を確認する。 その際には、a)~b)に適合していることを確認する。	-	-	-	-
3)	評価における観見を減らすため 評価に適正な処置を講じる。 - - -	解釈のために要件を整理する必要有り。 7.3 教育訓練プログラム等の実績を評価するため、次に掲げる観点に基づき、全国統一の評価項目と評価基準を設定し、職業能力開発施設及び都道府県ごとに組織する委員会・協議会等による評価を行う。	「在職者訓練の品質保証に対する評価」、「在職者訓練プログラム等の実績を評価するため、次に掲げる観点に基づき、全国統一の評価項目と評価基準を設定し、職業能力開発施設及び都道府県ごとに組織する委員会・協議会等による評価を行う。	・評価は、「習得度確認シート」や「訓練課程確認シート」により、実施する者の習得度測定の実施における受講者の習得度測定について、「離職者訓練における受講者の習得度測定の手引き」等の手引き)」に基づき評価を実施している。	・評価は、「習得度確認シート」や「訓練課程確認シート」により、実施する者の習得度測定の実施における受講者の習得度測定について、「離職者訓練における受講者の習得度測定の手引き」等の手引き)」に基づき評価を実施している。	・評価は、「習得度確認シート」や「訓練課程確認シート」により、実施する者の習得度測定の実施における受講者の習得度測定について、「離職者訓練における受講者の習得度測定の手引き」等の手引き)」に基づき評価を実施している。	・評価は、「習得度確認シート」や「訓練課程確認シート」により、実施する者の習得度測定の実施における受講者の習得度測定について、「離職者訓練における受講者の習得度測定の手引き」等の手引き)」に基づき評価を実施している。
3.5.2	Evaluation of learning 学習の評価	学習者の個人の学習した評価について、具体的な学習の評価方法を記載している。評価要領書等を確認する。 その際には、a)~b)に適合していることを確認する。	学習者の個人の学習した評価について、具体的な学習の評価方法を記載している。評価要領書等を確認する。 その際には、a)~b)に適合していることを確認する。	-	-	-	-

学習目標の達成に問題のある学習者をサポートするため、そのサポート体制を確認する。	<p>実際に、サポート体制の整備は可能か検証し、必要に応じて対応するための対処方法を評価要領書に記載しておく。また、実際にその処置を行った場合は、記録を義務づける。</p> <p>6.7.2. 訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 訓練の実施は、安全衛生作業を第一とし、受講者の習得状況に応じて段階的かつきめ細かく指導するための具体的な方策、受講意欲の啓発、就職及びキャリア形成相談、訓練期間中の受講者に対するフォローアップ調査等の手順を機関本部が定め、職業能力開発施設ごとに、その手順に沿った訓練を実施する。</li> <li>b) 日常の訓練に関する記録、確実に記録し、保存する。</li> <li>c) 訓練の実績凹凸、成功実績から得られるカリキュラムモデル、訓練課題及びテキストなどの教材、その他の訓練ノウハウを可能な限り収集し、職業訓練指導員に対して情報提供を行う。</li> <li>d) 訓練期間中に行う習得度測定やフォローアップ調査等の結果に基づき、適宜速かに必要な改善を図る。</li> </ul>	<p>学習サービスごとの有効性と品質の評価に際して、a)～d)の要件事項に適合していることを確認する。</p>							

c)	評面報告書は、学習サービスの目的、結果、履歴、手順、根拠が明確であること。	学習サービスの個々のコースではなく、学習サービス全体の評面報告書を確認する。 5.1.2 受講者の要請に応じて、その記録に基づいた証明を行う。 a) 教育訓練プログラムごとに修了の要件を定める。 b) 修了者に対する証明書の交付を行う。（修了証書は、能開法施行規則第29条の3により交付する） c) 訓練修了の効力（能開法に定める技能手帳の称号、技能検定試験の一部免除等）について明確化する。	修了証、受講証明書は、発行したものであるが、学習サービスその他に公表していないが、「在職者訓練の品質保証に関する評面報告書は、対外的には「在職者訓練の品質保証に関する評面報告書」に記載されている。」 6.7.3 修了条件等	修了証、受講証明書は、発行したものであるが、学習サービスその他に公表していないが、「在職者訓練の品質保証に関する評面報告書」に記載されている。「在職者訓練の品質保証に関する評面報告書」は、「在職者訓練の品質保証に関する評面報告書」に記載される。」 a) 教育訓練プログラムごとに修了の要件を定めた証明書を交付する。（修了証書は、能開法施行規則第29条の3により交付する） b) 修了者に対する証明書の交付を行う。（修了証書は、能開法施行規則第29条の3により交付する） c) 訓練修了の効力（能開法に定める技能手帳の称号、技能検定試験の一部免除等）について明確化する。
d)	学習プログラムに及ぼすであろう影響が強定できるように、学習サービスが提供されている状況（例：学習環境）を明確にすること。	学習サービスを提供している学習環境等に関する引途定める点検リストに沿って確認する。 7.2.3 受講中、修了時（後）の訓練効果に関する測定・調査項目 教育訓練コースの受講中又は修了時の調査、さらには修了後の追跡調査等により、教育訓練プログラムによる利用者の満足度、訓練効果について、必要な項目を設定し、ヒアリング又はアンケート調査により調査を行う。 a) 入所（学）者・受講者の修了時（長期間の訓練コースにあっては、受講の途中段階も含む）の満足度、評面度等 b) 修了後の満足度、教育された職業能力の活用状況（就職先での満足度）等 c) 送出・受入事業所の満足度等	「在職者訓練の品質保証に関する運用ガイド」に基づき評価を行った。 7.3.2 受講後、修了後の調査結果に関する評価 教育訓練コースの終了後の追跡調査等により、以下の項目について教育訓練プログラム等の評価を行なう。 a) 中期計画に掲げられている教育目標の達成（就職率、受講者の満足度等） b) 利用者の満足度及び訓練効果 c) 教育訓練コースとの適応性、妥当性、有効性 d) 訓練の内容・指導方法、訓練期間の妥当性 e) その他、適切に思われる評価指標	「在職者訓練の品質保証に関する運用ガイド」に基づき評価を行なう。 7.3.2 受講後、修了後の調査結果に関する評価 教育訓練コースの終了後の追跡調査等により、以下の項目について教育訓練プログラム等の評価を行なう。 a) 中期計画に掲げられている教育目標の達成（就職率、受講者の満足度等） b) 利用者の満足度及び訓練効果 c) 教育訓練コースとの適応性、妥当性、有効性 d) 訓練の内容・指導方法、訓練期間の妥当性 e) その他、適切に思われる評価指標
4	Management of the learning service provider 学習サービス事業者のマネジメント	コミットメントは、最高責任者レベルにおいて実行。	1.2 施設管理者（施設長）の責任 各職業能力開発施設における品質管理システムの構築・改善及び維持、教育訓練サービスの品質管理の責任者は、施設管理者（施設長）とする。	「機構版教育訓練ガイドライン」に経営者等の責任を記載
4.1	General requirements 一般マネジメント要求事項	マネジメントシステムの運用及び記録、人事評価制度をはじめ管理者リストを確認する。 管理者の人事評価制度を文書で確認し、具体的な人事評価シートの有無とその運用が或されていることを確認する。 管理体制については、品質管理に関する検討または会合せ会議が定期的に行われているかについて確認する。この会議が特定する機能が必要である。 管理体制の見直しが実施されているかを確認する。その体制の見直しがあった際には、公的な手続きのリストと決算書類の有無を確認する。	「機構版教育訓練ガイドライン」に経営者等の責任を記載	
			1.1 経営者の責任 経営者は、品質管理システムの構築及び実施、並びにその具体的な組織的改進に係る業務を果たし、その証拠を示すことから求められるものであり、その具体的なインストラクションを組織内に周知徹底する。 a) 教育訓練プログラム等の利用者の要求事項を達成するこどもの重要性を認識する。 b) 品質方針と品質目標を決定し、品質管理システムの機能を実現する。 c) 品質管理（施設長）に対して、実施及び維持を確保する。 d) 経営層による点検（マネジメントレビュー）を確実に実施する。	同上 同上 同上 同上





		適切な財務管理システム 財務管理に関する規程又は通達文書等を確認する。 2. 品質方針 ⑤ 貨物の観点 a) 貨物の効率化等により、経費を縮減して、費用対効果の改善を図り、公的資金の用途についての説明責任を果たす。 2.3.1. 品質目標の設定 ⑤ 貨物の観点 a) 施設の効率的な利用や設備機器・教材等の購入方法の見直し等により、費用対効果の改善と業務運営の効率化に努めることで、品質目標を実現する。	機構に関する法令、機構が定めた会計規程等をはじめとするその他の規程等で適切に処理を実施する。また、第三者機関である会計監査人による監査を毎事業年度ごとに実施	機構に関する法令、機構が定めた会計規程等をはじめとするその他の規程等で適切に処理を実施する。また、第三者機関である会計監査人による監査を毎事業年度ごとに実施
a)		リスクを肯定、評価、管理するためのシステム 3.7.2. リスク・アセスメント 3.7.1. リスクの見直しと評価 教育訓練サービスは、その計画から実施の過程におけるリスクを明らかにし、多様な利害関係者が満足できるようリスクが最小化されるとき、効果的なものとなる。こうした観点から、教育訓練サービスを提供する側と受益者側である受講希望者、受講者、産業界、その立場において起こりうるリスクの見直し、査定方法、リスク管理の戦略やリスクに対するリスク管理計画を作成する。 3.7.2. リスク低減 教育訓練プログラム等の利用者のリスクを低減するために、必要な運用要領、手引書等を作成し、それらに基づいた継続的な内部監査を実施する。	リスクアセスメント手法により実施	リスクアセスメント手法により実施
b)		(※直接訓練現場を管理する訓練課長を想定) 4.1.1. 人的資源 4.1.1.1. 共通要件 機構が実施する教育訓練プログラム等に從事する以下の要員は、社会的な使命と自覚を持って自らを律するとともに、懇親熱意をもつて訓練業務の遂行にあたり、さらに常に産業の実態とニーズを把握して、訓練内容を不斷に見直し、時代の要請に応える技術労働者の育成に努める。 4.1.2. 教育訓練プログラム等を管理・運営する職員の配置 a) 施設管理者（施設長）の下に教育訓練プログラム等を直接管理・運営する管理者を配置する。 b) 品質管理システムのため、一つの職業の実施における技術能力開発施設における訓練科数、受講者数、訓練の実施に伴う危険の程度又は指導の難易度に応じて、職務を担当する者を任命又は配置するよう努める。	リスクアセスメント手法により実施	リスクアセスメント手法により実施
4.6	Human resources management 人材管理	4.1.3. 職業訓練指導員の役割 職業訓練指導員は、近年の技術革新や活動市場の環境変化等を踏まえ、教育訓練プログラム等の設定及び実施に当たり、以下の役割を果たす。 a) 地域の事業主団体、事業所や関係機関等との連携・協力による教育訓練ニーズの把握 b) 把握した教育訓練ニーズに基づく教育訓練カリキュラムの設定、訓練計画の策定及び教材等の開発 c) 地域の事業主団体、事業所等の求めに応じて訓練コースコードイニテート d) 訓練計画に基づく訓練コースの実施における指導 e) 受講者及び教育訓練プログラム等の成果等の評価 f) 求職者、訓練受講者及び修了生等のために職業訓練指導員免許証、キャリア形成及び就職に関する相談・援助 4.1.4. 職業訓練指導員の備えるべき能力 職業訓練指導員は、職業訓練指導員免許証、法令に定める要件を満たすとともに、以下の専門的職業能力を備える。 a) 指導分野に係る専門的知識及び技能（実験力） b) 専門的知識及び技能（実験力） c) 教育訓練プログラム等の設定など、顧客（団体・企業）、関係機関等に対する訓練コースコードイニテート等の能力（コーディネート能力） d) 就職支援、キャリア・カounselティングに係る専門的知識・技能（コンサルティング能力） 4.1.5. 職業訓練指導員の配置基準 a) 職業訓練を担当する職業訓練指導員の数は、受講者が当該訓練に係る技術・技能及び知識を理解し、習得するため十分な人数とし、受講者数、応じて増減することができる。 b) 機構の職業能力開発施設で実施する教育訓練プログラム等に從事する指導者は、「4.1.7 外部講師の選任」で定める人材要件を満たす外部の人材をもって職業訓練指導員が充てることができる。 4.1.6. 運営・管理を支援する職員の配置 職業能力開発施設において、キャリア形成及び就職に関する専門的な相談援助を行う必要に応じて相談・援助担当者を配置する。	職業訓練指導員免許証及びシステムにおいて、実施している。 職業訓練指導員免許証及びシステムにおいて、実施している。	同上 同上 同上 同上 同上 同上

		<p>ここでは、業務遂行に関する職業能力の評価を行うことを示しており、人事評価面で実施する。</p> <p>4.2 職業訓練指導員の育成</p> <p>品質管理システムに沿った教育訓練プログラム等の業務を継続して遂行するとともに、訓練指導員が保有するノウハウの継承を円滑に行うために、職業訓練指導員の育成を計画的かつ継続的に行つ。</p> <p>4.2.1 人材育成システムの策定・実行</p> <p>a) 職業訓練員の業務の策定・実行、能力の習得方法及び能力の基準を明記する。</p> <p>b) OJTと自己啓発を中心としたOJT-JT(研修)により補完する。</p> <p>a) 離職者訓練及び学卒者等訓練の指導スキル(知識・技能指導、キャラフ・コンサルティング)を段階的に習得できるなど。</p> <p>b) 地域ごとの特色のある教育訓練コースに対応できる訓練コースコーディネート能力を段階的に習得できるなど。</p> <p>c) 十分な指導経験を持つベテラン指導員は、全国の職業能力開発施設にバランス良く配置し、当該施設のコア人材として、他の指導員に対して当該者が保有する専門的な知識及び技能の伝授を行うこと。</p> <p>4.2.3 研修等計画の策定</p> <p>b) 各職業能力開発施設は、人材育成システムに基づき、それぞれの職業訓練指導員について、毎年度「職員研修計画」を策定する。</p> <p>c) 各職業能力開発施設は、「研修計画」のうち、機構本部において企画する研修については、機構本部において受講の必要性を確認し、受講を依頼する。</p> <p>d) 各職業能力開発施設は、当該職業訓練指導員の研修目標達成度について毎年度評価を行い、これにより次年度の当該職業訓練指導員の研修計画の見直しを行う。</p> <p>4.2.4 外部講師等に対する研修の支援</p> <p>「4.1.7 外部講師等の選任」で選任された外部講師をはじめ、機構から教育訓練プログラム等の実施を委託された教育訓練機関等の講師に対し、「4.1.7 外部講師の選任」のa)、b)の能力の向上を図るために、必要に応じて職業訓練指導員の研修機会に於ける情報提供などの支援を行う。</p>	<p>人材育成システムにおいて、実施している、非常勤講師については、職務経験書により、適格性の審査を行っている。</p> <p>人材育成システムにおいて、実施している、非常勤講師については、職務経験書により、適格性の審査を行っている。</p> <p>人材育成システムにおいて、実施している、非常勤講師については、職務経験書により、適格性の審査を行っている。</p> <p>人材育成システムにおいて、実施している、非常勤講師については、職務経験書により、適格性の審査を行っている。</p> <p>人材育成システムにおいて、実施している、非常勤講師については、職務経験書により、適格性の審査を行っている。</p> <p>人材育成システムにおいて、実施している、非常勤講師については、職務経験書により、適格性の審査を行っている。</p>
		<p>Evaluation of LSP competencies, performance management, and professional development</p> <p>LSPのコンビニシィー、パフォーマンス管理、専門的能力の開発に対する評価</p> <p>4.6.2</p>	<p>以下の一～「f」の問題点：職業訓練指導員人材育成システムは他国との基準と比較して妥当であるのか不明である。</p>
		<p>a)</p> <p>b)</p>	<p>以下の一～「f」の問題点：職業訓練指導員人材育成システムは他国との基準と比較して妥当であるのか不明である。</p>

c) フィードバック	スタッフ及び協力者からの意見を聞き取る上組みとその記録を確認する。	職業訓練指導員人材育成システムにおいて、実施している。
d) 経験的な専門能力開発会議	<p>スタッフ及び協力者に対して継続的な専門能力開発の機会を提供する仕組みについて、実施している。</p> <p>4.2 職業訓練指導員の育成 品質管理システムに沿った教育訓練プログラム等の業務を継続して遂行するとともに、熟練指導員が保有するノウハウの収承を行なうため、職業訓練指導員の育成を計画的かつ継続的に行なう。</p>	職業訓練指導員人材育成システムにおいて、実施している。
e) 選択又は開発され、実施された評価手順	<p>4.2.1 人材育成システムの策定・実行 機構本部は、職業訓練指導員が行う教育訓練の品質を確保するため、以下の要件を満たす。 a) 職業訓練指導員の育成 b) OJTと自己啓発を中心とした、OJT（研修）により補完する。</p>	職業訓練指導員人材育成システムにおいて、実施している。
f) プロセスは、関連する法令、公平・人権の基本原則などの日本の法律が遵守されていることを確認する。	職業訓練指導員人材育成システム、運用ガイドは、定期的に検討し見直されている。	
Communication management (internal/external) コミュニケーション・マネジメント(内部/外部)	<p>スタッフ・協力者に関する問題について通達し、意見を求めるための手順を確立。また、相互通信的なコミュニケーションを促す。</p> <p>1. 内部コミュニケーション（施設長） 経営者及び施設管理者（施設長）は、組織を構成する全員に、関連する全ての業務に關する情報伝達を目的としたための通達等の文書の有無と内容を確認する。その際に、情報・通話ネットワークシステムを活用し、経営層、管理者層、スタッフ・協力者層が確立できる効率的な運用が取れてることを確認する。</p> <p>2. 外部コミュニケーション 機構本部及び職業能力開発施設は、業務運営及び教育訓練プログラム等の計画と実施結果について評議及び意見聴取を行うために、関係機関に外部有識者による協議会組織を設け、情報交換が行われることを確実にする。</p>	<p>「機構版教育訓練ガイドライン」に記載</p> <p>「機構版教育訓練ガイドライン」に記載</p>
4.7	スタッフ・協力者間におけるコミュニケーションの機会を設定していることを確認する。	

必要的な入的・物的資源が選択・配置され、学習を維持する。	Allocation of resources 人命的資源の割り当て	<p>学習サービスごとに、担当するファンシーテータ（講師など）、協力者について、別途定める必要要件を満たしていることを確認する。また、業務日誌等によって、計画通りの担当者の学習サークルを提供していくことを確認する。</p> <p>学習リースは、学習サークルごとに整理したリストを確認する。このリースに関するリストは、学習者をはじめ、関係する利害関係者ご公開されていること。</p>	4.1.2 教育訓練プログラム等を管理・運営する職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 施設管理者（施設長）の下に教育訓練プログラム等を直接管理・運営する管理者を配置する。</li> <li>b) 品質管理システムの構成から得た情報のため、一つの購買能力開発施設における訓練科目、受講者数、訓練の実施に伴う危険の程度又は指揮の難易度等に応じて、管理者を補佐する者を主任又は配置するよう努める。</li> </ul>	4.1.5 購買訓練指導員の配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 購買訓練指導員の配置基準は、「4.1.7 外部講師の選任」で定める人材要件を満たす外部の専門家をもって購買訓練指導員に充てることができる。</li> <li>b) 地域ごとの特徴のある教育訓練ニーズに対応できる。</li> <li>c) 不十分な経験を積んだ被指導者に対して指導者が保有する指導スキル（知識・技能指導、キャラクター・コンサルティング）を段階的に習得できる。</li> <li>d) 教育訓練課程及び学生等が指導の指導スキル（知識・技能指導、キャラクター・コンサルティング）を段階的に習得できる。</li> </ul>	4.1.6 運営・管理を支授する職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 購買能力開発施設において、キャラクターや形及び幹細胞に関する専門的な相談援助を行うとして、購買訓練指導員のほか、必要に応じて相談・援助担当者を配置するように努める。</li> <li>b) 購買訓練指導員の育成に留意する。</li> <li>c) 購買本部は、人材育成システムによる人材育成と促進するために、購買能力開発施設を全国に設置するフランチャイズを活かし、多様な業務を段階的に経験できるよう、以下の点に留意した人員配置と計画的な異動を行ふ。</li> <li>d) 地域ごとの特徴のある教育訓練ニーズに対応できる。</li> </ul>	4.1.7 購買訓練指導員の配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 地域ごとの特徴のある教育訓練ニーズに対応できる。</li> <li>b) 地域ごとの特徴のある教育訓練ニーズに対応できる。</li> <li>c) 地域ごとの特徴のある教育訓練ニーズに対応できる。</li> <li>d) 地域ごとの特徴のある教育訓練ニーズに対応できる。</li> </ul>
内部監査	Internal audits	内部監査	4.9	内部監査の手順の確立、マネジメントシステムの効率的実施・維持。	内部監査を実施して決裁文書により、監査結果を確認する。	3.3 監査	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載	
監査プログラムは、過去の監査結果だけでなく、監査されるべきセグメントの相対的重要性も考慮し計画する。監査の効力は、36ヵ月以内。			内部監査	内部監査計画と点検リストにより、内部監査フロセスと監査サイクル、監査レベルを確認する。	内部監査を実施して決算報告書の監査を受ける。	内部監査を行つにふさわしい適任者は、以下の(a)～(e)をはじめ、別途定める基準に合致していることを確認する。	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載	

a) 内部監査は、責任者によって行われる。	内部監査員研修カリキュラムを作成し、平成23年度から研修開始の予定。 監査員は、自らが担当する業務に關しては監査結果を確認することも、業務担当者に対してヒアリングにより確認する。	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載。 監査結果報告書によつて、監査結果を確認する。	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載。 監査対象などなつた業務領域の責任者は、監査結果の報告書を確認する。	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載。 その通りに実施している。	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載。 その通りに実施している。
b) に關しては監査を行ひない。				同上	同上
c) 監査対象の責任者は、監査結果の報告書を受ける。				同上	同上
d) 改善点の明確化。			改善のために利用しているあらゆる機会に關してリストによつて確認する。	同上	同上
e) 内部監査結果の処置は、迅速且つ適切に行ふ。	内部監査結果は、迅速目監査結果の責任者は、監査結果報告書によつて取られた処置を確認する。とともに、監査対象どなつた業務領域の責任者は、監査結果報告書によつて取られた処置によりその处置状況を確認する。	監査結果報告書によつて取られた処置を確認する。とともに、監査対象どなつた業務領域の責任者は、監査結果報告書によつて取られた処置によりその处置状況を確認する。	是正措置はただちに行われる。	是正措置はただちに行われる。	是正措置はただちに行われる。
8.2 教育訓練プログラム等の見直し		利害関係者からのフィードバックを分析し、フィードバックを確認・利害関係者に対する利害関係者のリストを作成する。	学習対象どなつた利害関係者のリストを作成する。 フィードバックを得たためのシステム及び苦情・要請に對応するためのシステムを作成する。	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載。 その取引組み組織の問題を確認する。	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載。 利害関係者に対する利害関係者のリストを作成し、フィードバックのシステムを整理し、利害関係者に対する利害関係者のリストを作成する。
8.3 業務プロセスの見直し		在職者訓練、離職者訓練ごとに、利害関係者リストを作成し、フィードバックのシステムを確認する。	在職者訓練、離職者訓練ごとに、利害関係者リストを作成し、フィードバックのシステムを確認する。	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載。 「在職者訓練の品質実証に向けた運用ガイド」に基づき評価を実施している。	「機構版教育訓練ガイドライン」に記載。 「在職者訓練の品質実証に向けた運用ガイド」に基づき評価を実施している。
Feedback from Interested parties 和利害関係者からのフィードバック		記録されるよう貞過す。 「7 测定・調査と評価」の結果に基づき、教育訓練コースごとの評価レベルを定め、一定の評価し、プロセスを統一する。 「8.2 教育訓練プログラム等の見直し」など、プロジェクト式により、早期の改善を図るよう努める。 また、教育訓練プログラム等別の入学者・受講者・参加者等の人数、就職率等が最適規模を大幅に下回って推移している教育訓練プログラム等については、測定・調査結果を踏まえ、当該教育訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しを行う。	記録されるよう貞過す。 「7 测定・調査と評価」の結果に基づき、教育訓練コースごとの評価レベルを定め、一定の評価し、プロセスを統一する。 「8.2 教育訓練プログラム等の見直し」など、プロジェクト式により、早期の改善を図るよう努める。 また、教育訓練プログラム等別の入学者・受講者・参加者等の人数、就職率等が最適規模を大幅に下回って推移している教育訓練プログラム等については、測定・調査結果を踏まえ、当該教育訓練プログラム等の廃止を含めた抜本的な見直しを行う。	記録されるよう貞過す。 「7 测定・調査と評価」の結果に基づき、「O2 プロセス管理の基本ルール（PDCAサイクル）」において機構版が実施する教育訓練サービスの訓練コースの認定から実施、評価に至るプロセスの各段階に応じて、PDCAサイクルを適用する主な業務プロセスについて見直しを行う。	記録されるよう貞過す。 「7 测定・調査と評価」の結果に基づき、「O2 プロセス管理の基本ルール（PDCAサイクル）」において機構版が実施する教育訓練サービスの訓練コースの認定から実施、評価に至るプロセスの各段階に応じて、PDCAサイクルを適用する主な業務プロセスについて見直しを行う。